

JEMAI環境ラベルプログラム
(カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム)

料金処理手順

制定：平成27年5月1日

文書管理番号：CC-25-01

一般社団法人産業環境管理協会

本文書は、一般社団法人産業環境管理協会（以下、「協会」という。）が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」（以下、「CFP プログラム」という。）において、料金の請求・支払等が発生する事項について、事業者・登録レビューア等及び協会の役割と手順を記載したものである。

1. CFP-PCR 認定料

1.1 CFP-PCR 認定申請にあたり、申請者は「料金規程」に定める CFP-PCR 認定料を、CFP-PCR 認定申請書が協会により受理された後、「協会」に支払わなければならない。

1.2 但し、下記の理由などによりレビューのための工数が「料金規程」に定める CFP-PCR 認定料設定にあたっての標準的な設定と大幅に異なる場合は、申請受理前の事前通告に基づき、別途単価設定を行うこととする。

- ①部品点数が多く、工数が著しく多量である場合は、別途見積に基づく単価設定とする。
- ②CFP-PCR の改訂にあたり、変更内容が軽微であるなどの理由により、パブリックコメントや事前レビューの実施が行われない場合（CFP-PCR 認定手順（C-08）の 6. 参照）は、「料金規程」に定める CFP-PCR 認定料（事前レビュー無しの場合）基本単価を適用する。

1.3 事前レビュー有りの場合、事前レビューの実施場所が「協会」ではなく、申請者の指定場所の場合には、別途、協会の規定に従い、CFP-PCR レビューアの旅費、交通費を別途請求する。

1.4 支払は以下の手順による。

- ・協会は、CFP-PCR 認定申請受理とともに、請求書を申請者に送付する。
- ・申請者は、請求書に明記された期日までに指定銀行口座に CFP-PCR 認定料等を振り込む。

2. CFP 検証料

2.1 CFP 検証申請にあたり、申請者は「料金規程」に定める CFP 検証料を、検証申請書が協会により受理された後、「協会」に支払わなければならない。

2.2 但し、下記理由等により検証のための工数が大幅に異なる場合は、申請受理前に協会より申請者に事前通告し、「料金規程」に定める特別設定に基づく単価設定を行うこととする。

- ①部品点数が極端に多いなどの理由により、作業工数が「料金規程」に定める CFP 検証料設定にあたっての標準的な設定を大幅に上回る場合。
- ② “同一製品群で、複数製品を同時検証の場合” に該当する場合。

2.3 対面検証を実施した場合、実施場所が「協会」ではなく、申請者の指定場所の場合には、別途、社団法人産業環境管理協会の規定に従い、CFP 検証員の旅費、交通費を別

途請求する。

2.4 支払は以下の手順による。

- ・協会は CFP 検証申請を受理するとともに、申請者に CFP 検証料の見積を提示する。
- ・但し、CFP 検証申請受理後であっても検証員による検証実施にあたり、想定外の作業工数の大幅な増加が見込まれる等の場合は、当初協会が提示した見積とは異なる場合がある。これに該当する場合は、検証実施前に協会が申請者に対し再見積を提示する。
- ・上記手順を経て確定した見積に基づき、協会は申請者に請求書を送付する。
- ・申請者は、請求書に明記された期日までに指定銀行口座に検証費用を振り込む。

3. CFP 登録・公開料

3.1 CFP 検証に合格し、協会より仮登録番号の通知を受けた申請者は、検証合格から 3 ヶ月以内に「登録・公開申請書」による登録・公開手続きを実施するとともに、「料金規程」に定める登録・公開対象製品の対象期間の売上に応じた「CFP 登録・公開料」の支払を行わなければならない。

CFP 製品の売上については、これを推定するに足る説明資料を付して申請者が協会に申請し、その内容により協会は区分を判断する。

3.2 初回の検証製品の登録・公開料支払いは以下の手順による。

- ・CFP 検証合格に伴い登録・公開申請を行い、受理された時点（登録月）の翌月 1 日から起算して当年 12 月末までを、登録・公開料算定の対象期間とする。
- ・初回製品の登録・公開時に、協会は CFP 製品の売上見込み（又は実績）を基に、区分に基づき登録・公開料を決定し、申請者に対し請求書を送付する。
- ・申請者は、請求書に明記された期日までに指定銀行口座に登録・公開料を振り込む。

＜CFP登録・公開料の初年度設定料金の計算方法例＞

- ① 例：2012年6月23日に登録・公開申請
- ② 初年度の登録・公開の料金算定期間の設定は、翌月7月1日－当年12月31日（6月間）
- ③ 料金の対象となるのは、算定期間中の売上見込み又は過去6月間の売上実績
- ④ 仮に「③」の売上が4,200万円相当とした場合、区分は“1,000万円以上5,000万円未満”に該当するため、登録・公開料は、31,500円となる。

3.3 2回目以降の登録製品の登録・公開料支払いは以下の手順による。

- ・初回登録・公開後当該有効期間において追加で登録・公開する場合は、協会は初回の製品を含むそれぞれの売上高を加算し、期間に基づく料金を算出し、申請者に請求書を送付する。

当該料金が、初回の登録製品で支払った登録・公開料と差異がある場合は、下記「3. 5」に従って差異調整を行う。

- ・該当する場合、申請者は請求書に明記された期日までに指定銀行口座に登録・公開料を

振り込む。

3.4 更新にともなう支払いは以下の手順による。

- ・最初に登録・公開を行った翌年以降の更新は、1月から12月の1年単位とする。
- ・翌年の登録継続を希望する場合は、更新実施確認（毎年10月～11月を目処に実施）の際に、協会に提供された継続に必要な情報に基づき、料金規程に定める「CFP登録・公開料」を特定し、申請者に翌年年初に費用請求する。
- ・申請者は、請求書に明記された期日までに指定銀行口座に登録・公開料を振り込む。

3.5 売上見込みに基づき支払った額と売上実績に基づく確定支払額の差異調整について

- ・登録・公開料は、対象となる製品の売上見込みに基づいて課金されるため、最終的に確定した売上により算定した登録・公開料とは、差異が生じる可能性がある。差異が生じた場合には、原則としてその翌年に実施される登録・公開料の請求・支払において、その差額を調整することとする。

4. 登録レビュー登録料／更新料、登録研修受講料、更新研修受講料

4.1 登録レビュー登録料／更新料

登録レビューとして登録または登録を更新するためには、協会からの請求に基づき料金規程に定める「登録料」または「更新料」を、請求書に明記された期日までに支払わなければならない。

4.2 登録レビュー登録研修受講料

登録レビューとして新規登録するには、登録レビューの新規登録に係る研修会への参加が必要で、参加に先立ち協会からの請求に基づき料金規程に定める「登録レビュー登録研修受講料」を、請求書に明記された期日までに支払わなければならない。

4.3 登録レビュー登録更新研修受講料

登録レビューとして登録更新するには、登録レビューの登録更新に係る研修会への参加が必要で、参加に先立ち協会からの請求に基づき料金規程に定める「登録レビュー登録更新研修受講料」を、請求書に明記された期日までに支払わなければならない。

5. CFPプログラム研修会受講料

CFPプログラム研修会への参加希望者は、CFPプログラム研修会参加に先立ち協会からの請求に基づき料金規程に定める「CFPプログラム研修会受講料」を、請求書に明記された期日までに支払わなければならない。

6. CFPプログラム個別相談料

CFPプログラム個別相談の利用希望者は、個別相談利用後に「CFPコミュニケーションプログラム個別相談実施確認書」に記載の合計時間に基づき、料金規程に定める「CFP

プログラム個別相談料」を支払わなければならない。

なお、上記合計時間は、1 時間単位とし、30 分以上は切り上げて 1 時間とカウントし、30 分未満は切り捨てることとする。

7. 基本データ検証料

(詳細は都度決定する)

8. 利用可能データチェック料

利用可能データへのデータ登録希望者は、登録申請とともに提出したデータについて、利用可能データとしての基準に基づくデータ検証終了後、協会から送付する請求書に明記された「利用可能データチェック料」を期日までに指定口座に振り込む。

なお、料金算定の基となる作業時間は、1 時間単位とし、30 分以上は切り上げて 1 時間とカウントし、30 分未満は切り捨てることとする。

附則

本文書は平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

訂番	年月日	頁	内容
01	平成27年5月1日	-	制定 エコリーフとの一体運営化の見直しに基づき、旧料金 処理手順 (C-24-02) について新規文書管理番号 (CC-25-01) で制定。